様式第１３号（第６条関係）

|  |
| --- |
|  　　　　　第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　　　　　　伊勢崎市長 印住居確保給付金変更支給決定通知書　　　　　年　　月　　日付け　第　　　　号で支給決定を行った住居確保給付金については、　　　　年　　月　　日付け住居確保給付金変更支給申請書に基づき、次のとおり変更決定したので通知します。１　変更内容□　支給額　　　　　　　　月額　　　　　　　　円□　支給方法（代理受領に変更）２　変更後の家賃に対する支給期間　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）から　　　　　　　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）まで３　変更理由　　　４　対象となる住宅　　名称　　　　　　　　　　　所在地 |

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。